

宝塚市脱炭素推進部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宝塚市環境審議会規則（平成9年規則第2号）第6条の規定に基づき、市の脱炭素施策を推進及び進行管理する組織の設置を定めるものである。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、宝塚市環境審議会（以下「審議会」という。）内に、宝塚市脱炭素推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、市の脱炭素施策の推進及び進行管理にかかる事務を所掌する。

(組織)

第4条 部会は、委員5人以内をもって組織する。

2 部会の委員は、宝塚市環境基本条例第24条第4項に定める委員のうちから、審議会会長が指名する。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、審議会会長が指名する。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(報酬)

第6条 部会の委員報酬については、次のとおりとする。

(1) 部会長 日額11,500円

(2) 委員（知識経験を有する者の中から選任された委員） 日額10,700円

(3) 前号を除く委員 日額8,700円

(議事)

第7条 部会は、部会長が召集する。

2 部会は委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第8条 会議の公開の取扱いについては、宝塚市環境審議会の公開について（平成12年3月27日施行）第2条を準用する。

(庶務)

第9条 部会の事務は、環境エネルギー課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年7月17日から施行する。

委員名簿

区 分		氏 名	所 属 等
部会長	知識経験者	澤木 昌典	大阪大学 名誉教授 (工学研究科)
委員	知識経験者	山口 容平	大阪大学大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 准教授
委員	市内の公共的団体の代表者	阪上 広樹	宝塚商工会議所 1号議員
委員	公募による市民	明田 みゆき	

(令和8年(2026年)7月17日現在)